

第6節 要員の確保



【基本方針】

大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から関係機関と連携しつつ必要な労働者を把握し、要請があり次第速やかな対応ができる体制づくりに努める。

応急災害対策の実施に必要な要員の確保に関する手段等については、一般災害対策：第III編第1章第6節「要員確保計画」に準ずる。

第7節 災害ボランティアの受け入れ・支援



【基本方針】

東日本大震災では広域かつ大規模な災害発生により、自助、共助、公助の防災連携機能が一時的にマヒした。そのような混乱期に各地から自主的に支援に参集したボランティアの活動は、被災により疲弊した地域の復旧・復興の大きな後押しとなった。このように大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市の防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、市は国、県や社会福祉協議会、福岡県災害ボランティア連絡会等、関係団体との連携・協力のもと、ボランティアの受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境の整備に努め、またボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

災害ボランティアの受け入れ窓口や活動支援等については、一般災害対策：第III編第1章第7節「災害ボランティア受け入れ・支援計画」に準ずる。